

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
千葉港他施工状況確認等補助業務 千葉港、東京湾内の対象工事現場(調査現場含む)及び調査職員が指定する場所 R3.4.1～R5.3.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R3.4.1	一般財団法人 港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争 (総合評価)	96,185,237	90,310,000	93.9%	
千葉港他発注補助業務 千葉港、東京湾内の対象工事現場(調査現場含む)及び調査職員が指定する場所 R3.4.1～R4.3.25 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R3.4.1	一般財団法人 港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争 (総合評価)	12,982,513	11,946,000	92.0%	
東京湾連続観測機器管理保守点検他業務 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4他 R3.4.1～R4.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R3.4.1	いであ(株) 東京都世田谷区駒沢3-15-1	7010901005494	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	52,283,000	49,500,000	94.7%	
千葉港千葉中央地区岸壁(-9m)細部設計他業務 千葉港千葉中央地区 R3.4.16～R4.2.25 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R3.4.16	パシフィックコンサルタンツ(株)首都圏本社 東京都千代田区神田錦町3-22	8013401001509	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	44,902,000	35,805,000	79.7%	
千葉港葛南中央地区土質調査 千葉港葛南中央地区 R3.5.10～R3.9.30 測量・調査	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R3.5.10	復建調査設計(株)東京支社 東京都千代田区岩本町3-8-15	4240001010433	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	44,649,000	36,795,000	82.4%	
千葉港観測やぐら製作設置工事 千葉港浦安市浦安沖他 R3.6.11～R3.10.29 港湾等鋼構造物工事	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R3.6.11	三国屋建設株式会社 茨城県神栖市知手中央2-1-2	9050001020819	一般競争 (総合評価)	26,917,000	26,620,000	98.9%	
東京湾浅場造成品質確認・検討業務 東京港大井ふ頭その2その他調査職員が指示する場所 R3.7.30～R4.3.24 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R3.7.30	東京湾浅場造成品質確認・検討業務 みなと総研・海域環境研究機構設計共 同体代表者一般財団法人みなと総合研 究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	64,284,000	64,020,000	99.6%	
令和3年8月分該当なし									
令和3年度 千葉港千葉中央地区防波堤細部設計他業務 千葉港千葉中央地区 R3.9.9～R4.2.25 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R3.9.9	株式会社ニュージェック関東支店 東京都江東区亀戸1-5-7	2120001086883	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	47,751,000	38,060,000	79.7%	
令和3年度 東京湾浅場造成環境調査 千葉県富津市富津沖 R3.9.9～R4.12.16 測量・調査	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R3.9.9	株式会社エコー 東京都台東区北上野2-6-4	2010501016723	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	33,143,000	27,280,000	82.3%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和3年10月分該当なし									
令和3年度 千葉港葛南中央地区環境調査 千葉県船橋市潮見町地先 R3.11.19 ~R4.3.18 測量・調査	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R3.11.19	復建調査設計(株)東京支社 東京都千代田区岩本町3-8-15	4240001010433	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	6,545,000	5,390,000	82.4%	
令和3年度 千葉港湾事務所独身寮屋上防水補修工事 千葉県千葉市 R3.12.21 ~R4.2.25 建築工事	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R3.12.21	クラフト天台(株) 千葉県千葉市稲毛区天台4-1-19	7040001016407	一般競争 (総合評価)	4,323,000	4,202,000	97.2%	
令和3年度東京湾浅場造成品質確認・検討業務(その2) 東京港大井ふ頭その2その他調査職員が指示する場所 R4.1.13 ~R4.7.8 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R4.1.13	東京湾浅場造成品質確認・検討業務(その2) みなと総研・海域環境研究機構設計共同体 代表者一般財団法人みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	33,605,000	33,550,000	99.8%	
令和3年度東京湾浅場造成工事(その2) 千葉県富津市富津沖、千葉県富津市新富地先 R4.1.18 ~R4.7.8 港湾等しゅんせつ工事	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R4.1.18	東亜建設工業(株)千葉支店 千葉市中央区中央港1-12-3	3011101055078	一般競争 (総合評価)	629,970,000	620,730,000	98.5%	
令和4年2月分該当なし									
令和3年度千葉港葛南中央地区岸壁(-10m)改良等工事 千葉県船橋市潮見町地先 R4.3.10 ~R5.3.15 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R4.3.10	(株)小島組東京支店 東京都中央区八丁堀3-22-11	6180001006411	一般競争 (総合評価)	234,080,000	211,530,000	90.4%	
令和3年度 千葉港葛南中央地区航路(-12m)付帯施設改良工事 千葉県葛南中央地区港内 R4.3.14 ~R4.10.14 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R4.3.14	みらい建設工業(株)千葉営業支店 千葉県千葉市中央区登戸1-23-16	1010401078435	一般競争 (総合評価)	323,070,000	291,027,000	90.1%	

令和 3 年度

千葉港湾

随意契約理由書

(件 名) 千葉港葛南中央地区海岸保全施設整備検討業務

本業務は下記の理由により、千葉港葛南中央地区海岸保全施設整備検討業務沿岸技術センター・エコー・日本港湾コンサルタント設計共同体と随意契約致したい。

記

本業務は、千葉港葛南中央地区海岸保全施設における概略設計及び工法の検討並びに費用分析の検討を行い、技術検討会の開催を行うものである。

千葉港葛南中央地区海岸保全施設整備検討業務沿岸技術センター・エコー・日本港湾コンサルタント設計共同体は、本業務実施に係る簡易公募型プロポーザルにより提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定により、千葉港葛南中央地区海岸保全施設整備検討業務沿岸技術センター・エコー・日本港湾コンサルタント設計共同体と随意契約致したい。

令和3年度

千葉港湾

随意契約理由書

(件 名) 千葉港千葉中央地区岸壁整備検討業務

本業務は下記の理由により、株式会社ニュージェックと随意契約致したい。

記

本業務は、千葉港千葉中央地区における C-G 岸壁、C-H 岸壁の予備設計及び C-E 岸壁、C-F 岸壁、C-G 岸壁、C-H 岸壁、防波堤の整備効果分析・評価を行うものである。

株式会社ニュージェックは、本業務実施に係る簡易公募型プロポーザルにより提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、株式会社ニュージェックと随意契約致したい。

令和 3 年度

千葉港湾随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (富津市新富)

本件は、下記の理由により、日本製鉄株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京湾富津沖において実施する東京湾浅場造成工事において使用する土砂の混合及び仮置きのために必要なヤードの借上を行うものである。

東京湾浅場造成工事は、東海旅客鉄道株式会社が実施する陸上工事から発生する建設発生土を有効活用し、富津沖に存在する窪地を埋戻すものであるが、埋戻し前に受入れた建設発生土を粒度調整し、その品質を確認する必要があることから、土砂の混合場所及び仮置き場所が必要となる。

用地の選定にあたっては、土砂の混合及び仮置きのために十分な広さを有していることのほか、海上運搬のため、作業船が接岸可能な岸壁を有している又は近接していることが望ましい。また、周辺生活環境への影響を鑑み、住宅等が隣接していないことに加え、土砂運搬等に供する工事車両が市街地の交通を阻害しない立地条件が求められる。これらの条件を満たす用地につき、港湾管理者である千葉県と調整を行ったが、公共岸壁では確保できないとの結果になった。

上記の結果を受け、千葉県周辺で利用できる土地を調査したところ、これらの条件を満たす土地は日本製鉄株式会社が所有する当該土地のみであったため、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、日本製鉄株式会社と随意契約したい。

令和 3 年 度

千葉港湾

随意契約理由書

(件名) 千葉港べいくりん整備及び点検修理

本件は、下記の理由により、新潟造船株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、清掃兼油回収船「べいくりん」の軽石回収に必要な整備及び点検修理を行うものである。

小笠原諸島福德岡ノ場の噴火が原因とみられる軽石漂流により、今後、東京湾において被害が発生する恐れがあることから、この軽石回収に清掃兼油回収船「べいくりん」(以下「本船」)が出動、回収業務を実施する予定である。

この軽石は粒径が小さく既設のゴミ回収装置(スキッパー)の格子目では掬えないこと。さらに、本船の海水吸入口に軽石が流入することで機関に重大な損傷を被り航行不能となる恐れがあること。これらの対策のため整備及び点検修理が必要となる。また、海流等の状況によっては、東京湾への軽石漂流が近日中に生じる恐れがあるため、速やかな整備が必要である。

そのため、緊急的に本船の基地港が所在する横浜市を含めた神奈川県内且つ本船の特殊な構造に熟知し、過去に本船修理の実績がある複数社に仕様書の条件で見積依頼を行ったところ、新潟造船株式会社が唯一対応可能な会社であった。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、新潟造船株式会社と随意契約致したい。

令和 3 年度

千葉港湾随意契約理由書

(件名) 令和 3 年度 千葉港港湾業務艇「あいらす」解体処分

本件は、下記の理由により、(一社) 日本マリン事業協会と随意契約致したい。

記

本業務は、千葉港湾事務所で使用していた港湾業務艇「あいらす」について解体処分を行うものである。

港湾業務艇「あいらす」は新造船完成に伴い今後の使用見込みが無い事から売り払いの予定であったが、船価鑑定を依頼したところ主機関に故障があることから修理費が船体価格を上回り船価評価額が無価値と鑑定されたことにより「FRP船リサイクルシステム」を活用し解体処分を行うこととした。

解体処分にあたっては、FRP船が大型且つ強靱であることから処理が困難であったがFRP材をセメント原料や燃料として適正に再資源化する「FRP船リサイクルシステム」が確立され適正な処理が可能となった。このシステムは国土交通省及び環境省が推進している施策であり処理が困難であったFRP材を再資源化できる唯一のシステムである。当システムは廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の広域認定制度を環境大臣より認定された(一社)日本マリン事業協会が主体となり、解体から中間処理、最終処分までを一括して運用している唯一の団体であったため(一社)日本マリン事業協会を特定した。

よって、会計法第29条の3第4項により、(一社)日本マリン事業協会と随意契約したい。